

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年6月7日(2023.6.7)

【公開番号】特開2022-26786(P2022-26786A)

【公開日】令和4年2月10日(2022.2.10)

【年通号数】公開公報(特許)2022-025

【出願番号】特願2020-130407(P2020-130407)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

【手続補正書】

【提出日】令和5年5月30日(2023.5.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者によって操作可能な操作部と、

判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与する特典付与手段と、

前記操作部に対する操作受付が複数回許容される複数回操作許容状態を発生可能であり、該複数回操作許容状態において前記操作部に対する操作受付がなされると、該操作受付に応じた受付後変化を実行可能な複数回操作状態実行手段と、

前記操作部に対する操作受付が許容可能な状態であること、または前記操作部に対する操作受付が許容可能な状態になったことを示唆する特定の受付許容音を出力可能な特定受付許容音出力手段と

を備え、

前記複数回操作許容状態が発生するときは、前記特定の受付許容音が出力される場合と前記特定の受付許容音が出力されない場合とがあり、

前記複数回操作許容状態のうち、前記特定の受付許容音の出力を伴って発生する複数回操作許容状態では、当該複数回操作許容状態が発生することによって前記操作受付が複数回許容される状態になった前記操作部を操作した状態に維持するだけで前記受付後変化が複数回実行されうるが、

前記複数回操作許容状態のうち、前記特定の受付許容音の出力を伴わずに発生する複数回操作許容状態では、当該複数回操作許容状態が発生することによって前記操作受付が複数回許容される状態になった前記操作部を操作した状態に維持するだけで前記受付後変化が複数回実行される場合と、該操作部を操作した状態に維持するだけでは前記受付後変化が複数回実行されない場合との両方があるようになっており、

さらに、

前記受付後変化の1つとして、受付後表示が表示可能とされており、

前記受付後表示が表示されている間に特定条件が成立すると、該特定条件が成立したことを契機として該受付後表示が非表示の状態にされる場合と、非表示の状態にされない場合とがあるが、前記受付後表示が特定の受付後表示として表示される場合は、該特定の受付後表示が表示されている間に特定条件が成立すると、該特定条件が成立したことを契機

40

50

として該特定の受付後表示が必ず非表示の状態にされるようになっており、

前記受付後表示が前記特定の受付後表示とは異なる特別の受付後表示として表示される場合は、該特別の受付後表示が表示されている間に前記特定条件が成立しても、該特定条件が成立したことを契機として該特別の受付後表示が非表示の状態にされることがないようになっており、

さらに、

前記特定条件が成立したことを契機として前記受付後表示が非表示の状態にされない場合は、該特定条件が成立したときに特定種別の演出音が新たに出力開始されることはないが、前記特定条件が成立したことを契機として前記受付後表示が非表示の状態にされる場合は、該特定条件が成立したときに前記特定種別の演出音が新たに出力開始されうる

10

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

このような従来の遊技機では、遊技興趣の低下が懸念される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

20

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

手段1：遊技者によって操作可能な操作部と、

判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与する特典付与手段と、

前記操作部に対する操作受付が複数回許容される複数回操作許容状態を発生可能であり、該複数回操作許容状態において前記操作部に対する操作受付がなされると、該操作受付に応じた受付後変化を実行可能な複数回操作状態実行手段と、

前記操作部に対する操作受付が許容可能な状態になると、または前記操作部に対する操作受付が許容可能な状態になったことを示唆する特定の受付許容音を出力可能な特定受付許容音出力手段と

を備え、

前記複数回操作許容状態が発生するときは、前記特定の受付許容音が出力される場合と前記特定の受付許容音が出力されない場合とがあり、

前記複数回操作許容状態のうち、前記特定の受付許容音の出力を伴って発生する複数回操作許容状態では、当該複数回操作許容状態が発生することによって前記操作受付が複数回許容される状態になった前記操作部を操作した状態に維持するだけで前記受付後変化が複数回実行されうるが、

前記複数回操作許容状態のうち、前記特定の受付許容音の出力を伴わずに発生する複数回操作許容状態では、当該複数回操作許容状態が発生することによって前記操作受付が複数回許容される状態になった前記操作部を操作した状態に維持するだけで前記受付後変化が複数回実行される場合と、該操作部を操作した状態に維持するだけでは前記受付後変化が複数回実行されない場合との両方があるようになっており、

さらに、

前記受付後変化の1つとして、受付後表示が表示可能とされており、

前記受付後表示が表示されている間に特定条件が成立すると、該特定条件が成立したことを契機として該受付後表示が非表示の状態にされる場合と、非表示の状態にされない場

50

合とがあるが、前記受付後表示が特定の受付後表示として表示される場合は、該特定の受付後表示が表示されている間に特定条件が成立すると、該特定条件が成立したことを契機として該特定の受付後表示が必ず非表示の状態にされるようになっており、

前記受付後表示が前記特定の受付後表示とは異なる特別の受付後表示として表示される場合は、該特別の受付後表示が表示されている間に前記特定条件が成立しても、該特定条件が成立したことを契機として該特別の受付後表示が非表示の状態にされることがないようになっており、

さらに、

前記特定条件が成立したことを契機として前記受付後表示が非表示の状態にされない場合は、該特定条件が成立したときに特定種別の演出音が新たに出力開始されることはないと、前記特定条件が成立したことを契機として前記受付後表示が非表示の状態にされる場合は、該特定条件が成立したときに前記特定種別の演出音が新たに出力開始されうることを特徴とする遊技機。

10

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】削除

【補正の内容】

20

30

40

50